

令和2年(2020年)4月15日

事業所管理者様

姫路市障害福祉課長

「緊急事態宣言」発令による障害福祉サービス事業所の対応に係る
Q&Aの送付について

平素から、本市の障害福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応について、各事業所において取り組んでいただいているところですが、このたび、お電話等で質問の多い事項について、以下のとおり姫路市の取り扱いをQ&Aとして整理いたしましたので、ご確認ください。なお、今後、国から通知がありましたら別途連絡いたします。

記

○通所系サービスについて

Q1. 地域活動支援センター及び日中短期入所について

A1. 令和2年4月7日付け障害福祉課通知「「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所の対応について」の「2 姫路市における取扱い (1)通所・短期入所等における支援について」を適用します。

Q2. タイムケアについて

A2. 令和2年4月6日付け障害福祉課通知「新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業延長に係る放課後等デイサービス事業所等の対応について」4及び5を適用します。また、現在、支給決定されている支給量に関わらず、基準の範囲内(9日/月)を上限として利用できることとします。なお、これに係る個人の申請は不要とします。

Q3. 居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合の、実績記録票の記載および請求ソフトへの入力について

A3. 電話連絡等で支援を行った時間を記載してください。ただし、地域活動支援センターは、予定欄に予定時間を、実績欄に電話等の支援の時間を記載し、予定時間により請求してください。日中短期入所及びタイムケアは、実績欄に電話等の支援の時間を、備考欄に予定時間を記載し、予定時間で請求してください。

Q4. 居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合の、実績記録票の利用者確認印について

A4. 姫路市に請求書を提出する際に利用者確認印が間に合わない場合は、いったん利用者確認印がない実績記録票を提出し、利用者確認印をもらい次第、差し替えてください。ただし、事前に利用者に説明し、必ず了承を得るようにしてください。

Q5. 居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、元々通所予定でなかった日に電話等による支援を行った場合は、本体報酬を算定できるか。

A5. 通所予定であった日についてのみ、算定可能です。

○訪問系サービスについて

Q 1. 移動支援について、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したのものとして取り扱ってよいか。

A 1. 令和2年3月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室の事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」のとおり、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合については、居宅等での支援についても移動支援を実施したのものとして取り扱って差し支えありません。

Q 2. 同行援護について、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したのものとして取り扱ってよいか。

A 2. 移動支援と同様、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な同行援護の支援を受けた場合は、居宅等での支援についても同行援護を実施したのものとして取り扱って差し支えありません。

Q 3. 行動援護について、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に必要な支援を行った場合、行動援護を実施したのものとして取り扱ってよいか。

A 3. 行動援護によるサービスの提供は、行動障害の軽減のための支援計画シート等において居宅内での支援を位置づけておくことにより、居宅内においても提供が可能となります。この度の取扱いとして、支援計画シート等に居宅内での支援内容の記載がなくとも居宅内での提供を可能としますが、後日、支援計画シート等の適宜修正をお願いします。

問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当

電話：079-221-2454／ファクス：079-221-2374